

塩尻市社会福祉協議会 補助金の手引き

令和8年度 支部分会版



社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会

【問い合わせ】

社会福祉法人 塩尻市社会福祉協議会

○地域福祉推進センター TEL:0263-52-2795 FAX:0263-53-5058

○ふれあいセンター洗馬 TEL:0263-51-5337 FAX:0263-52-8088

○ふれあいセンター広丘 TEL:0263-51-5070 FAX:0263-52-0670

○ふれあいセンター東部 TEL:0263-87-2931 FAX:0263-87-2932

【目次】

1. 事業の目的	p1
2. 事業の財源	p1
3. スケジュール	p1
4. 補助金事業補助内容	p2
5. 補助対象経費について	p6
6. 対象事業の審査について	p7
7. 地域福祉活動トライ事業補助金	p8
8. 申請及び報告について		
(1)申請書について	p9
(2)報告書について	p12
9. よくある質問について	p15

1. 事業の目的

地域福祉の推進のため、支部及び分会、ボランティア団体等が行う地域課題の解決、地域の繋がりづくりを目的とした事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助することを目的としています。

2. 事業の財源

地域の皆様からいただく会費、共同募金等を財源としています。

3. スケジュール

補助金の交付は年2回になります。スケジュールをご確認いただき、提出期限を守って申請してください。

※実績報告書類は、令和9年1月以降に申請者のご自宅に送付予定です。

申請書等様式は塩尻市社会福祉協議会ホームページでダウンロードできます。

URL <https://www.shiojirishakyo.or.jp/>

1 回目交付日程	
書類手続きの日程・内容	月 日
説明及び書類の配布	支部福祉懇談会(各支部ごと開催) 全体説明会(10 月末実施)
申請書提出期限	令和8年1月9日(金) 17時厳守
補助金審査	令和8年2月上旬
補助金交付・不交付内示決定通知送付	令和8年3月上旬
補助金交付(指定口座へ振り込み)	令和8年4月中
実績報告書提出期限 変更承認申請書提出期限 (1・2 回目ともに)	令和9年4月2日(金) ※事業内容や補助金額に変更がある場合は、早めのご連絡をお願いします。

※2回目の交付は 6 月中旬申請書締切、7 月末交付を予定しております。1 回目の申請状況を含め、予算の範囲内での交付となりますのでご了承ください。

4. 補助金事業補助内容

補助事業には、「事業を行うことで地域の見守り活動につながるもの」と、「事業を行うことで地域の繋がりや交流を図るもの」の2つの種類があります。その活動にかかる経費を補助します。

「事業を行うことで地域の見守り活動につながるもの」については、以下の3つの事業があります。

※網掛け部分は R8 年度からの変更点となります。

※交付決定後の補助金増額はできません。内容の変更、中止の場合は返金していただきます。

1. 見守りネットワーク事業補助金

事業内容	社協分会、民生委員児童委員及び福祉協力員が連携し、地域の要援護世帯の見守り活動を行う。
事業主体	社協分会
対象者	分会で決定した見守り活動を行う要援護世帯 (1)一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯のうち見守りの必要な世帯 (2)地域で見守りが必要と考える世帯(障がい者世帯、ひとり親世帯等)
対象経費	(1)見守り活動及び活動に関わる会議、研修に係る消耗品代、会場代等 (2)見守りが必要な世帯への訪問に関わる経費
補助金額	支え合いマップ等で決定した要援護世帯1世帯当たり年額 800 円補助
備考	(1)要援護世帯選定基準日は令和 7 年 4 月 1 日とする。 (2)予算の範囲内での補助とする。

2. ふれあい食事サービス事業補助金

事業内容	地域住民が参加し、要援護者の見守りと交流を目的に行う。
事業主体	社協支部・社協分会
対象者	(1)75歳以上の高齢者で希望する者(年度中に 75歳になる者を含む。) (2)地域で見守りが必要と考える高齢者で、希望する者
対象経費	事業実施に必要な食事の材料費
補助金額	対象者に行う配食又は会食サービスの食事代1食当たり 500 円の 1/2 補助
備考	(1)対象者選定基準日は令和 7 年 4 月 1 日とする。 (2)弁当は手作りの場合のみ交付対象とする。 (3)事業費には、参加者負担金を含む。 (4)予算の範囲内での補助とする。

3. 元気づくり広場等介護予防事業補助金

事業内容	在宅高齢者の孤独感や引きこもりを防ぐために介護予防活動を中心に地域交流を行う。
事業主体	社協支部・社協分会
対象者	(1)75歳以上の高齢者で希望する者(年度中に 75歳になる者を含む。) (2)地域で見守りが必要と考える高齢者で、希望する者
対象経費	事業実施に必要な経費
補助金額	(1日型または弁当あり半日型) 1人当たりの利用料800 円の 1/2、実施回数年 6 回を限度に補助 (弁当なし半日型) 1回当たり 3,000 円、実施回数年10回を限度に補助
備考	(1)対象者選定基準日は令和 7 年 4 月 1 日とする。 (2)弁当あり半日型の場合、持ち帰りは対象外とする。 (3)事業費には、参加者負担金を含む。 (4)前年度参加者数に今年度対象者を加味した人数での申請とする。 (5)予算の範囲内での補助とする。

「事業を行うことで地域の繋がりや交流を図るもの」については、以下の3つの事業があります。

4. 実践型事業補助金

事業内容	福祉イベント等の地域福祉活動をとおして、地域課題の解決を目指す。
事業主体	社協支部・社協分会
対象となる事業	地域課題の解決を目指す活動で、次のいずれかに該当する事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の繋がりづくりを目的としたイベント ・孤立しない地域を目指した居場所づくり ・社会福祉の普及・啓発に係る活動 ・地域で見守りを必要とする者への支援活動 ・その他地域福祉を推進するために必要な活動
対象経費	7ページ参照
補助金額	1団体あたり 1事業につき年額20,000円を限度に補助 ※2事業まで申請可

5. サロン型事業補助金

事業内容	住民が主体となり、地域の繋がりや集いの場づくりを目的にサロンを行う。
事業主体	社協支部・社協分会
対象となる事業	以下のすべてに該当するもの ①公民館、借家等住民が集いやすい場所で年1回以上の開催をするもの ②住民に広く周知し参加を募るもの ③地域で見守りを必要とする者の支援を目的としたもの ④参加費や会費を徴収することで自己財源の確保に努めるもの
対象経費	7ページ参照
補助金額	1団体当たり、1回3,000円、実施回数年10回を限度に補助 ※2事業まで申請可

※4. 実践型事業、5. サロン型事業は合わせて2事業まで申請可能です。

6. 子育てサロン事業補助金

事業内容	住民が主体となり、未就園児とその家族を対象とした子育てサロンを行う。
事業主体	社協支部・社協分会
対象者	0～3歳の未就園児とその家族
対象経費	7ページ参照
補助金額	1団体あたり年額30,000円を限度に補助

※全ての事業に共通して、区からの補助を除き、他の団体から補助のある事業は対象外です。

注意事項

①実践型・サロン型事業について

※運動会、納涼祭、文化祭等地区の行事全体への補助は対象外です。ただし、行事内での地域住民同士が交流や地域課題の解決に向けた取り組みは対象とします(例:文化祭でフードドライブを開催、防災運動会の実施等)

※公民館、育成会等社協支部分会以外の団体が主催と考えられる事業は対象外です。

②4. 実践型事業、5. サロン型事業、6. 子育てサロン事業を申請の際は、収支予算書に必ず自己財源(区からの補助、参加費等)を記載してください。

5. 補助対象経費について

補助対象経費についての内訳は以下のとおりです。申請の際は、内容を確認の上、予算書に必要な経費をご記入ください。

項 目	内 容
交通費・燃料費	電車及びバス等公共交通機関乗車賃、活動に要する自動車等に係る燃料費
郵送料	切手、ハガキ代
消耗品費	事務用品(ノート、鉛筆、封筒、用紙等)等
印刷費	資料及びチラシ等の印刷費
会場使用料	活動の会場となる施設の使用料や機材のレンタル料
原材料費	活動上必要な食材料費及び製作物に係る材料費
食料費	お茶菓子、弁当代、飲料水
講師謝礼	研修会・講習会等に係る講師への謝礼 ※講師が団体の構成員の場合は対象外
備品購入費	備品購入費は1年以上継続して使用できるもの ※備品は1万円以上のものに対し、その半額を補助する
書籍購入費	活動に直接必要となる書籍代
その他	事業に必要な経費として社協が認めるもの※事前に要相談

6. 対象事業の審査について

補助金事業の交付の可否は、補助金審査会にて審査を行い、その意見をもとに判断、決定します。

審査会では皆様から提出いただいた申請書の内容をもとに審査を行いますので、以下の点を考慮いただきご記入ください。

審査基準	評価の視点
目的と事業の内容が明確になっているか	事業を通じて対象者に与える影響が具体的に記されているか
目的に対して内容が合っているか	目的を達成するための計画の内容・実施方法・スケジュールに妥当性、整合性があり、現実的か
地域や住民のために開かれた活動であるか	支部・分会の住民に広く利用や参加の機会が与えられているか
実施の主体が支部・分会で行う事業であるか	支部・分会が主体となり地域の課題解決や繋がりの場の提供等を目的として行うものであるか

※申請状況や予算の状況により交付が受けられない場合がありますのであらかじめご了承ください。

7. 地域福祉活動トライ事業補助金

地域福祉活動トライ事業補助金は「地域のためにこんな活動してみたいな。」「こんな居場所があったらいいな。」といった想いを応援する補助金です。

【地域福祉活動トライ事業補助金】

地域福祉活動トライ事業に補助を行います。

項 目	地域福祉活動トライ事業補助金
事業主体	支部、分会、常会、個人、ボランティアグループ、企業 その他協議会長が認めるもの。 ※企業は、地域貢献であれば認める。
事業内容	地域課題の解決、繋がりづくりを目指す上記実施主体に事業費を補助する。 (1) 活動の実施によって地域課題の解決や、住民同士の繋がりづくりへの効果が期待されるものとする。 (2) 継続的な事業実施を目指すものとする。 (3) 政治・宗教活動を目的としないものとする。
対象者	地域住民
対象経費	上記実施主体が行う活動に伴う経費 (1) 初期費用(備品、部屋利用料等) (2) 消耗品 (3) 飲食に伴う費用 (4) 保険料
補助金額	実施主体に対し初期費用・運営費用として年額 22,000円を限度に補助 ※申請は初年度一回に限る。 ※予算の範囲内で補助する。
申 請	受付期間: 令和8年4月6日(月)～令和8年12月18日(金) 提出書類: 申請書・請求書 ※事業内容変更の場合は事業変更承認申請書の提出、補助金の精算が必要
報 告	提出書類: 実績報告書、事業内容のわかる写真やちらし 提出期限: 令和9年4月2日(金)
備 考	他の団体から補助のある事業は対象外とする。

申請には社協への事前相談が必要です。

「活動してみたいけど、何から始めたらいいのかわからない」等お気軽にご相談ください。

塩尻市社会福祉協議会 地域福祉推進センター 電話: 0263-52-2795

団体名 社協〇〇分会

4 実践型・サロン型補助金

事業の種類はいずれかに☑をお願いします。(☐をクリックしてください)

事業の種類: ☐ 実践型事業 ☑ サロン型事業

1 事業名	いきいきサロン「ふれあい会」
2 対象者	地域の子どもと高齢者
3 目的と内容	交流を通して地域内の繋がりをつくることを目的に月に1回程度公民館に集う会を開催する。
4 実施予定日	4/23, 5/21, 6/25, 7/23, 9/24, 10/22, 11/26, 1/28, 2/25, 3/25 いずれも土曜日
5 補助金申請額	⑤・・・ 30,000 円

事業の種類: ☐ 実践型事業 ☐ サロン型事業

1 事業名	
2 対象者	
3 目的と内容	
4 実施予定日	
5 補助金申請額	⑥・・・ 円

5 子育てサロン事業補助金

1 事業名	子育てサロン「のびのび広場」
2 目的と内容	地域の未就園児とその親子が、月に1回程度公民館に気軽に集える場づくりを行うことで、誰もが子育てしやすい地域を目指す。
3 実施予定日	5/11, 6/8, 8/10, 9/7, 10/5, 11/7, 12/7, 2/8, 3/8 いずれも水曜日
4 補助金申請額	⑦・・・ 30,000 円

※実践型事業、サロン型事業、子育てサロンについては、それぞれ収支予算の記入をお願いします。

申請額 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦の合計)

91,600

円

振込口座

振込口座番号	〇〇	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 農協 塩尻	<input checked="" type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所
	口座番号	〇〇〇〇	
フリガナ	まるまるぶんかいかいけい しおじり はなこ		
名 義	〇〇分会会計 塩尻 花子		

(注) 口座の名義は、必ず団体の名称にすること。

※社協使用欄	1-2-37-1-1	25,600	1-3-37-1-1	30,000
	1-3-37-1-1	30,000	令和 年 月 日	印

収支予算書

団体名 社協〇〇分会

【収支予算書】

※1事業につき1枚作成が必要です。見守り・ふれあい食事・元気づくり事業には添付不要です。

事業名 ふれあいサロン「ふれあい会」

単位： 円

事業の種類はいずれかに☑をお願いします。（☐をクリックしてください）

事業の種類： 実践型事業 サロン型事業 子育てサロン事業

収 入	区分	収入予定額	内訳
	サロン型事業補助金	30,000	社協からの補助
自己負担	10,000	参加費1000円×10人×10回	
	合 計	40,000	

※収入の欄には必ず自己財源（区からの補助、参加費等）をご記入下さい。

事 業 費	経費区分		支出予定額	内訳
	対 象 経 費	会場使用料	15,000	
食糧費		10,000		ペットボトルお茶代
印刷代		3,000		チラシ印刷代
消耗品		6,400		手指消毒用アルコール、紙コップ等
行事用保険代		5,600		28円×10人×10回
	小 計	40,000		
対 象 外 経 費				
	小 計	0		
	合 計	40,000		

収支差額 0

※実践型・サロン型・子育てサロンを申請する場合は1事業につき1枚の予算書が必要です。

(2)報告書について

○報告に必要なもの

- ① 塩尻市社会福祉協議会支部分会事業補助金実績報告書
- ② 収支精算書(実践型、サロン型、子育てサロン事業のみ添付必要)
- ③ 活動がわかるもの(領収書・名簿・チラシ・写真 等)

※補助金が余った場合は返還いただきます。手続きはお問合せください。

○記入例(実績報告書)

様式第5号 (第8条関係)	令和	年	月	日
塩尻市社会福祉協議会支部分会事業補助金実績報告書				
(あて先) 塩尻市社会福祉協議会長				
申請者	団体名	社協〇〇分会		
	代表者名	〇〇 〇〇		
	住所	塩尻市大門六番町4-6		
	電話番号	0263-52-2795		
令和 8 年度支部分会事業補助金について、事業が完了しましたので次のとおり報告します。				
1 見守り ネットワーク 事業	分会で決定した見守り活動を行う要援護世帯数 要援護者世帯数 12 世帯 (1) ひとり暮らし高齢者世帯 8 世帯 (2) 高齢者世帯 1 世帯 (3) 障がい者世帯 1 世帯 (4) ひとり親世帯 1 世帯 (5) その他の世帯 1 世帯 (5)の内訳 ① 日中独居 1 世帯 ② _____ 世帯 ③ _____ 世帯			
	※カッコ内の内訳の記入は任意です。 見守り活動の実施方法で、当てはまるものに☑をお願いします。 <input checked="" type="checkbox"/> 訪問による見守り <input type="checkbox"/> 電話による見守り <input checked="" type="checkbox"/> 「お元気ですか」や茶菓子等の配布 <input type="checkbox"/> その他 ()			
2 ふれあい 食事サービス 事業	実施日	6/1、2/1		
	実施回数	2 回	延	24 食
3 元気づくり 広場等介護 予防事業	① (一日型または弁当有半日型)			
	実施日	8/1、9/1、10/1、11/1		
	実施回数	4 回	参加者延	40 人
	② (弁当無半日型)			
	実施日	7/1、12/1		
	実施回数	2 回	参加者延	20 人
添付書類	(1) 実績の分かる領収書の写しまたは事業名簿のいずれか (2) 写真やチラシ等			

団体名 社協〇〇分会

4 実践型・サロン型補助金

事業の種類はいずれかに☑をお願いします。（☐をクリックしてください）

事業の種類： 実践型事業 サロン型事業

事業名	いきいきサロン「ふれあい会」
内容	地域の高齢者と子どもたちが、月に1回程度公民館に気軽に集まり、交流をとおして地域内の繋がりをつくる。
事業実施日	4/23, 5/21, 6/25, 7/23, 9/24, 10/22, 11/26, 1/28, 2/25, 3/25 いずれも土曜日
実施場所	集会所
参加人数	毎回20人程度 延べ234人
事業の効果	回数を重ねるごとに、和やかな雰囲気生まれ、子どもから高齢者まで地域内の繋がりが強まった。
添付書類	(1) 写真やチラシ等 (2) 収支精算書

事業の種類： 実践型事業 サロン型事業

事業名	
内容	
事業実施日	
実施場所	
参加人数	
事業の効果	
添付書類	(1) 写真やチラシ等 (2) 収支精算書

5 子育てサロン事業補助金

事業名	子育てサロン「のびのび会」
内容	地域の未就園児とその親子が、月に1回程度公民館に気軽に集まり、親子レクを楽しんだり、子育ての悩みを共有した。
事業実施日	5/11, 6/8, 7/6, 8/10, 9/7, 10/5, 11/7, 12/7, 2/8, 3/8
実施場所	地区センター
参加人数	毎回10組20人程度 延べ210人
事業の効果	月に1回程度集うことで、子ども同士・親同士の新たな交友関係が生まれた。参加している親が、地域役員に子育ての悩みを相談する場面も多く見られた。
添付書類	(1) 写真やチラシ等 (2) 収支精算書

収支精算書

団体名 社協〇〇分会

【収支精算書】

補助事業名 いきいきサロン「ふれあい会」

単位： 円

収 入	区分	収入額	内訳
	社協補助金	30,000	
	参加者負担	10,000	100円×10人×10回分
	自己財源	5,000	
	合 計	45,000	

事 業 費	経費区分		支出額	内訳
	対 象 経 費	会場使用料	5,000	
		飲料代	35,000	お茶菓子代350円×10人×10回分
		消耗品費	3,000	紙コップ等
		印刷代	2,000	チラシ印刷代
		小 計	45,000	
	対 象 外 経 費			
小 計		0		
合 計		45,000		

収支差額 0

※実践型・サロン型・子育てサロンを申請する場合は1事業ごとに1枚の精算書が必要です。



9. よくある質問について

よくある質問について、以下に記載しました。申請の際にご参考ください。

Q1.新しい事業で申請したいのですが、申請できる内容なのかがわかりません。また、申請書の書き方がわかりません。

A1.申請の前に社協の担当者へご相談ください。相談には予約が必要となりますので、事前に手引き表紙にある各種問合せ先にご連絡ください。

Q2.地区の行事(お祭り、清掃活動等)も申請できますか。

A2.地区の活動についての費用は原則区からの補助をご活用ください。ですが、社協支部・分会が主催の行事であれば対象になる可能性がありますのでその点を申請書にご記入ください。

Q3.申請した事業を都合により中止にしました。交付を受けた補助金は返金したほうがよいですか。

A3.申請し交付決定を受けた事業を中止した場合は返金をお願いしています。また、実施回数や参加者に変更があり補助金が余った場合も返金をお願いしていますので、社協にご連絡ください。





令和7年10月作成